

上水道、簡易水道、水道用水供給事業、専用水道

H16.1.16

番号	項目	基準値(mg/l)	原水	浄水
1	一般細菌	100個	★	●
2	大腸菌	検出されないこと	★	●
3	カドミウム及びその化合物	0.01	★	④注1)
4	水銀及びその化合物	0.005	★	④注1)
5	セレン及びその化合物	0.01	★	④注1)
6	鉛及びその化合物	0.01	★	④注2)
7	ヒ素及びその化合物	0.01	★	④注1)
8	六価クロム化合物	0.05	★	④注2)
9	シアン化物イオン及び塩化シアン	0.01	★	④
10	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10	★	④
11	フッ素及びその化合物	0.8	★	④注1)
12	砒素及びその化合物 *3)	1.0	★	④注1)
13	四塩化炭素	0.002	★	④注3)
14	1,4-ジクロロベンゼン	0.05	★	④注3)
15	1,1-ジクロロエチレン	0.02	★	④注3)
16	1,1,2,2-テトラクロロエチレン	0.04	★	④注3)
17	ジクロロメタン	0.02	★	④注3)
18	トリクロロエチレン	0.01	★	④注3)
19	トリクロロエチレン	0.03	★	④注3)
20	ベンゼン	0.01	★	④注3)
21	クロロ酢酸	0.02	★	④
22	クロロホルム	0.06	★	④
23	ジクロロ酢酸	0.04	★	④
24	ジブromopropan	0.1	★	④
25	臭素酸	0.01	★	④注5)
26	総トリハロメタン	0.1	★	④
27	トリクロロ酢酸	0.2	★	④
28	ブromopropan	0.03	★	④
29	ブromホルム	0.09	★	④
30	トリハロメタン	0.08	★	④
31	亜鉛及びその化合物	1.0	★	④注2)
32	バリウム及びその化合物	0.2	★	④注2)
33	鉄及びその化合物	0.3	★	④注2)
34	銅及びその化合物	1.0	★	④注2)
35	トリチウム及びその化合物	200	★	④注1)
36	マンガン及びその化合物	0.05	★	④注1)
37	塩化物イオン	200	★	●注6)
38	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	300	★	④注1)
39	蒸発残留物	500	★	④注1)
40	陰イオン界面活性剤	0.2	★	④注1)
41	ジェオミン	0.00001	★	*1)注4)
42	2-メチルイソボルネオール	0.00001	★	*1)注4)
43	非イオン界面活性剤	0.02	★	④注1)
44	フェノール類	0.005	★	④注1)
45	有機物(TOC)*2)	5	★	●注6)
46	pH	5.8~8.6	★	●注6)
47	味	異常でないこと	★	●注6)
48	臭気	異常でないこと	★	●注6)
49	色度	5度以下	★	●注6)
50	濁度	2度以下	★	●注6)
	色濁り		■	■
	残留塩素	(0.1mg/l以上)	■	■
	臭い		■	■
	味		■	■

- 毎日検査項目
- ★ 1年に1回以上
- 毎月検査項目
- ④ 3ヶ月に1回以上(省略不可)
- ④ 3ヶ月に1回以上
原水の水質が大きく変わるおそれが少ないと認められる場合であり、かつ過去3年間基準値の1/5以下の場合は、1年に1回以上まで省略可
原水の水質が大きく変わるおそれが少ないと認められる場合であり、かつ過去3年間基準値の1/10以下の場合は、3年に1回以上まで省略可
- *1) 藻類等の発生時期に併せて1ヶ月に1回以上
平成16年4月1日現在既存の水道施設に係る基準については、19年3月31日までは次のとおり
ジェオミン 0.00002mg/l
2-メチルイソボルネオール 0.00002mg/l
- *2) 平成17年3月31日までの間は次でも可
有機物等(過マンガン酸カリウム消費量) 10mg/l
- *3) 海水を原水とする場合は省略不可
- 注1) 過去に基準値の1/2を超えたことがなく、かつ、原水並びに水源及びその周辺の状況を勘案し、検査を行う必要がないことが明らかな場合、3年に1回以上まで省略可
- 注2) 過去に基準値の1/2を超えたことがなく、かつ、原水、水源及びその周辺の状況並びに薬品・資機材等の使用状況を勘案し、検査を行う必要がないことが明らかな場合、3年に1回以上まで省略可
- 注3) 過去に基準値の1/2を超えたことがなく、かつ、原水並びに水源及びその周辺の状況(地下水を水源とする場合は、近傍の地域における地下水の状況を含む)を勘案し、検査を行う必要がないことが明らかな場合、3年に1回以上まで省略可
- 注4) 過去に基準値の1/2を超えたことがなく、かつ、原水並びに水源及びその周辺の状況(水が停滞しやすい水域を水源とする場合は藻類の発生状況を含む)を勘案し、検査を行う必要がないことが明らかな場合、3年に1回以上まで省略可
- 注5) 消毒に次亜塩素酸を使用していない場合又は浄水処理にオゾンを使用していない場合は、④
- 注6) 連続的に計測及び記録がなされている場合は、3ヶ月に1回以上まで省略可

※ 新規項目

【参考】浄水受水のための専用水道

H16.1.16

番号	項目	基準値(mg/l)	原水	浄水
1	一般細菌	100個	★	●
2	大腸菌	検出されないこと	★	●
3	鉛及びその化合物	0.01	★	④注1)
4	水銀及びその化合物	0.0005	★	④注1)
5	セレン及びその化合物	0.01	★	④注1)
6	鉛及びその化合物	0.01	★	④注2)
7	ヒ素及びその化合物	0.01	★	④注1)
8	六価クロム化合物	0.05	★	④注2)
9	砒素化合物及び塩化物イオン	0.01	★	④注1)
10	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10	★	④注1)
11	フッ素及びその化合物	0.8	★	④注1)
12	硼素及びその化合物 *3)	1.0	★	④注1)
13	四塩化炭素	0.002	★	④注3)
14	1,1-ジクロロエチレン	0.05	★	④注3)
15	1,1-ジクロロエチレン	0.02	★	④注3)
16	トリス(1,2-ジクロロエチル)	0.04	★	④注3)
17	シクロロタン	0.02	★	④注3)
18	テトラクロロエチレン	0.01	★	④注3)
19	トリクロロエチレン	0.03	★	④注3)
20	ベンゼン	0.01	★	④注3)
21	クロロ酢酸	0.02	★	④注5)
22	クロロホルム	0.06	★	④注5)
23	ジクロロ酢酸	0.04	★	④注5)
24	シクロヘキサクロロタン	0.1	★	④注5)
25	臭素酸	0.01	★	④注5)
26	総トリクロロメチル	0.1	★	④注5)
27	トリクロロ酢酸	0.2	★	④注5)
28	ブロモシクロロタン	0.03	★	④注5)
29	ブロモホルム	0.09	★	④注5)
30	ホルムアルデヒド	0.08	★	④注5)
31	亜鉛及びその化合物	1.0	★	④注2)
32	アルミニウム及びその化合物	0.2	★	④注2)
33	鉄及びその化合物	0.3	★	④注2)
34	銅及びその化合物	1.0	★	④注2)
35	トリウム及びその化合物	200	★	④注1)
36	マンガン及びその化合物	0.05	★	④注1)
37	塩化物イオン	200	★	●注6)
38	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	300	★	④注1)
39	蒸発残留物	500	★	④注1)
40	陰イオン界面活性剤	0.2	★	④注1)
41	ジエオキシ	0.00001	★	*1)注4)
42	2-メチルイソボルネオール	0.00001	★	*1)注4)
43	非イオン界面活性剤	0.02	★	④注1)
44	フェノール類	0.005	★	④注1)
45	有機物(TOC)*2)	5	★	●注6)
46	pH	5.8~8.6	★	●注6)
47	味	異常でないこと	★	●注6)
48	臭気	異常でないこと	★	●注6)
49	色度	5度以下	★	●注6)
50	濁度	2度以下	★	●注6)
	色濁り		■	■
	残留塩素	(0.1mg/l以上)	■	■
	臭い		■	■
	味		■	■

※ 最低限検査を行う必要がある項目。その他項目についても供給される浄水の水質を勘案し検査を実施すること。

■ 毎日検査項目

★ 1年に1回以上
但し、水道事業者が行う浄水の水質検査の採水場所と専用水道設置者が行う原水の水質検査の採水場所が隣接している場合は、水道事業者が行う浄水の水質検査を専用水道の原水の水質検査として取り扱うことは差し支えない。

● 毎月検査項目

④ 3ヶ月に1回以上(省略不可)

④ 3ヶ月に1回以上
原水の水質が大きく変わるおそれが少ないと認められる場合であり、かつ過去3年間基準値の1/5以下の場合は、1年に1回以上まで省略可
原水の水質が大きく変わるおそれが少ないと認められる場合であり、かつ過去3年間基準値の1/10以下の場合は、3年に1回以上まで省略可

*1) 藻類等の発生時期に併せて1ヶ月に1回以上
平成16年4月1日現在既存の水道施設に係る基準については、19年3月31日までは次のとおり

ジエオキシ 0.00002mg/l
2-メチルイソボルネオール 0.00002mg/l

*2) 平成17年3月31日までの間は次でも可
有機物等(過マンガン酸カリウム消費量) 10mg/l

*3) 海水を原水とする場合は省略不可

注1) 過去に基準値の1/2を超えたことがなく、かつ、原水並びに水源及びその周辺の状況を勘案し、検査を行う必要がないことが明らかな場合、3年に1回以上まで省略可

注2) 過去に基準値の1/2を超えたことがなく、かつ、原水、水源及びその周辺の状況並びに薬品・資機材等の使用状況を勘案し、検査を行う必要がないことが明らかな場合、3年に1回以上まで省略可

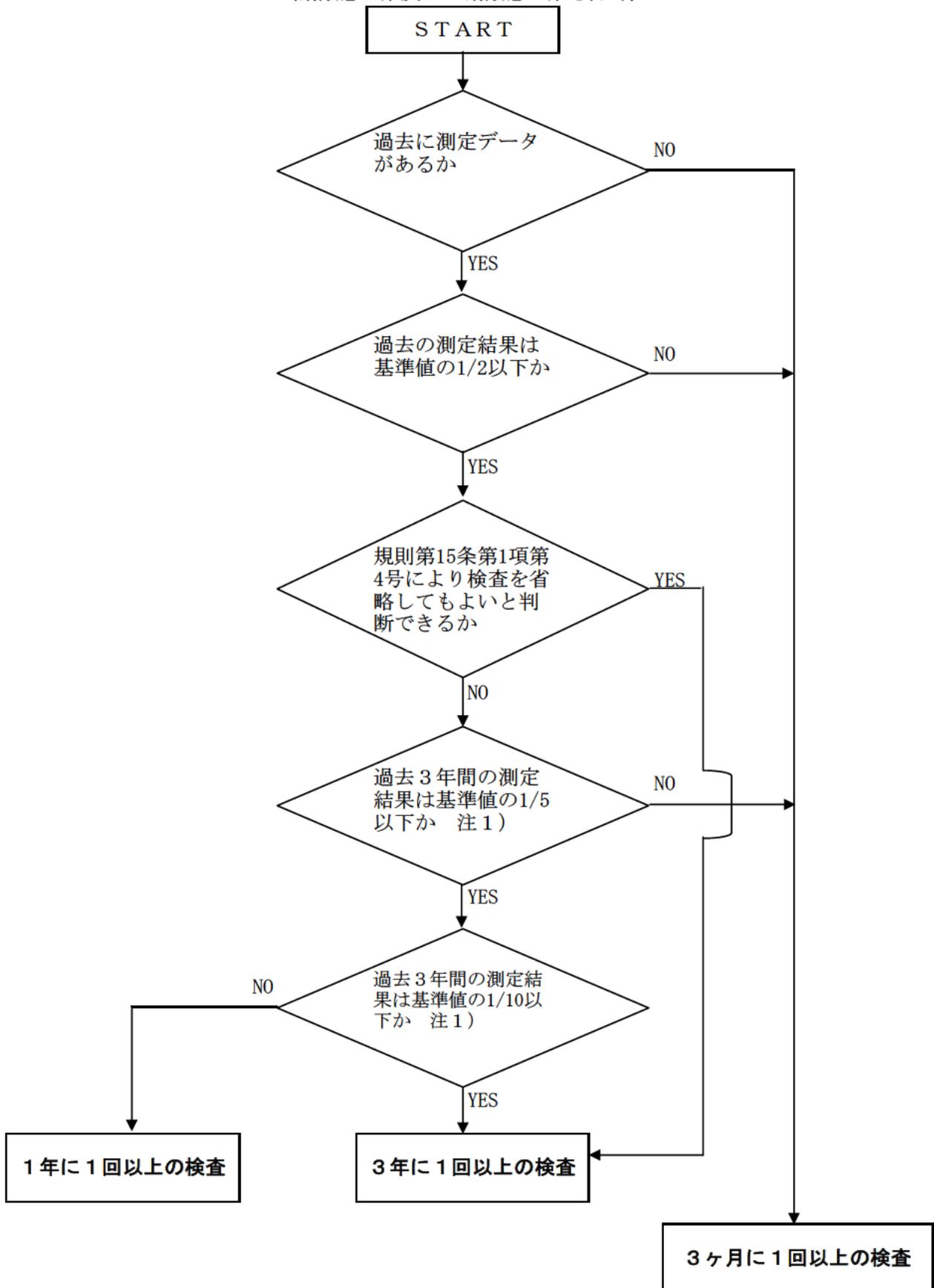
注3) 過去に基準値の1/2を超えたことがなく、かつ、原水並びに水源及びその周辺の状況(地下水を水源とする場合は、近傍の地域における地下水の状況を含む)を勘案し、検査を行う必要がないことが明らかな場合、3年に1回以上まで省略可

注4) 過去に基準値の1/2を超えたことがなく、かつ、原水並びに水源及びその周辺の状況(水が停滞しやすい水域を水源とする場合は藻類の発生状況を含む)を勘案し、検査を行う必要がないことが明らかな場合、3年に1回以上まで省略可

注5) 消毒に次亜塩素酸を使用していない場合又は浄水処理にオゾンを使用していない場合は、④

注6) 連続的に計測及び記録がなされている場合は、3ヶ月に1回以上まで省略可

検査頻度が④とされている項目の検査頻度判定フロー
(硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素を除く)

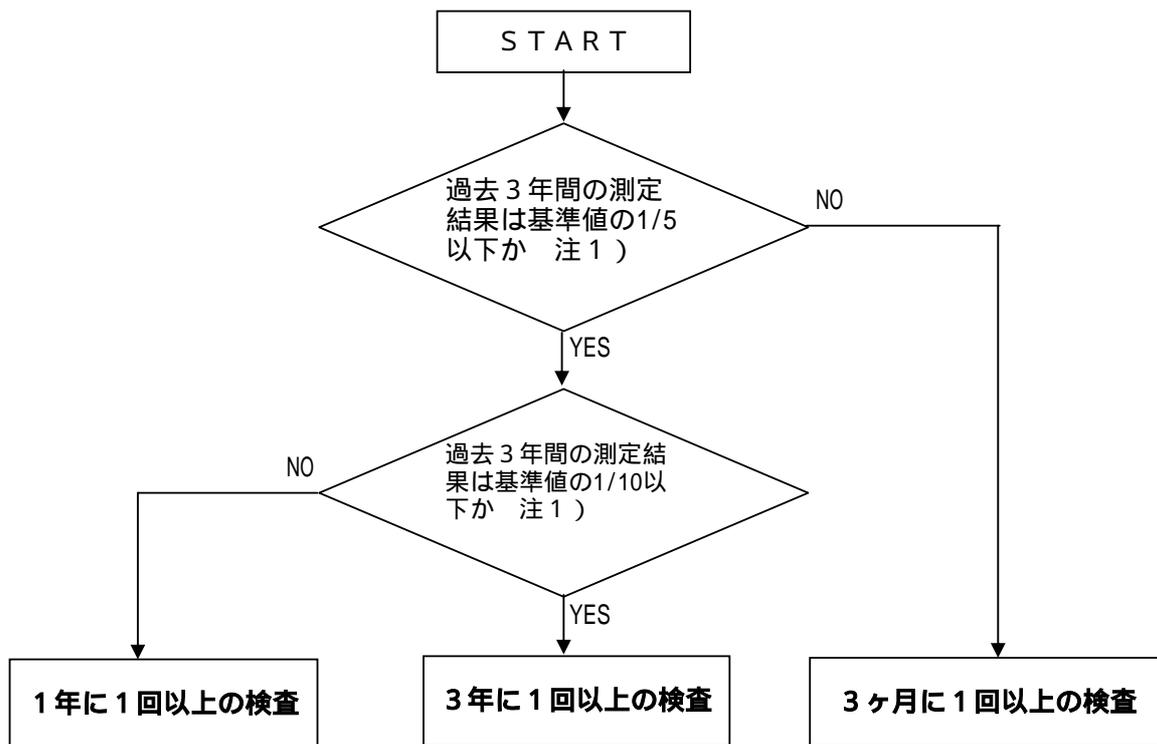


注1) 原水の水質が大きく変わるおそれがないと認められる場合のみ

※ 平成16年4月1日現在、フェノール類については過去の検査データなしとして扱う。

※ 平成16年4月1日現在、鉛については過去3年間の測定結果から基準値の1/5以下かどうかの判断は不可能

硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素の検査頻度判定フロー



注1) 原水の水質が大きく変わるおそれがないと認められる場合のみ